

「芭蕉」という利権（三）

永 井 一 彰

はじめに

近世の本屋は、そもそも出版を文化事業・慈善事業として行なっていたわけではない。本屋には家族をはじめ、その店で働く使用人もいる。さらにその下には、彫師・摺師などの職人集団とその家族たちもぶらさがっていて、出版で得られた利益はそれらの人々の生活をも支えていたはずである。とりわけ近世中期以降の出版機構が確立した時代、いわば出版が産業化した時代の出版物を扱う時には、そのことを忘れてはならない。そこには、出版を「文化」と呼んでしまうと見落としてしまう問題が潜んでいるように思われる。本屋にとって出版物は商品であったという基本的な観点から、近世の出版を見直す時期が来ているのではないだろうか。

さて、元禄七年に芭蕉が没して後、その偶像化が進むに連れ、芭蕉関係の俳書は次第にその商品的価値を増して行ったと考えられる。それは本屋の側からすれば、芭蕉関係の俳書は利益を生んでくれる魅力

的な商品であったことを意味する。つまり、芭蕉没後の近世の本屋にとって、芭蕉関係の俳書の版権を手にすることは大きな利権に繋がったのである。文化初年までその利権をほぼ独占していたのは、芭蕉生前から関係俳書の出版に携わっていた京都の井筒屋庄兵衛であった。芭蕉没後、その商品的価値に逸早く注目し、元禄十五年当時間人去来が所持していた素龍清書本を模して「おくのほそ道」を出版した井筒屋は、その意味で先見の明があったと言える。彼の読みは見事に当たって、「おくのほそ道」はその後百年以上にわたって井筒屋の定番商品となったのみならず、明治に至る超ロングセラーとなって行ったのである。そのように井筒屋の独占状態にあった「芭蕉という利権」の圏内に、安永ごろから踏み込んで行ったのが橋屋野田治兵衛である。橋屋は、これまたロングセラーとして出版が八十一年以上に及ぶことになった安永三年刊の小本「俳諧七部集」（以下、小本七部集と略称することが多い）に井筒屋の相版元

として名前を出した後、安永五年には井筒屋との相版で『芭蕉翁文集』『芭蕉翁俳諧集』を、同七年には『奥細道普孤抄』を出版、同じ頃から「おくのほそ道」にも相版元として名前を連ねるようになる。それは、「芭蕉という利権」に橋屋が絡み始めたことを意味している。とりわけ、天明八年の京都大火で井筒屋が罹災して家も板木も失ってしまった後、奇跡的に蔵版の板木の焼失を免れて余力を残した橋屋は、翌寛政元年に井筒屋との連名で「おくのほそ道」『芭蕉翁俳諧集』を再刻するなどして、寛政期の井筒屋の出版活動を支えて行くことになる。が、その井筒屋もついに力尽きたのであろうか、文化三年ごろ刀の組紐商という異業種から京都出版界に新規参入して来た諸仙堂浦井徳右衛門に、芭蕉関係の主要俳書の版權を譲り渡すことになった。その主要俳書とは、文化五年再刻の小本『俳諧七部集』巻末収録の諸仙堂蔵板目録によれば、小本七部集をはじめその便乗本と思われる小本『其角七部集』『蕪村七部集』、同じく小本の『芭蕉翁俳諧集』『俳諧七部集』、半紙本の『俳諧七部集』、それに「おくのほそ道」『笈の小文』、其角編『枯尾花』、支考編『葛の松原』『続五論』『新百韻』に加え、蝶夢編『類題発句集』『新類題発句集』なども含まれている。そして橋屋は、以前の版権の絡みと、新規参入業者で出版・販売のシステムを持たない浦井をそちらの面から補助するという形で彼と組み、「芭蕉という利権」の圏内にしっかりと踏みとどまって行くのである。

その後、諸仙堂浦井徳右衛門は安政五年に没する少し前まで、右の

芭蕉関係の主要俳書の版權を保持して行くことになる。その間約半世紀、「芭蕉という利権」をほぼ独占していた浦井と橋屋が手にし得た利益は莫大なものであつたらうと想像される。が、彼らはその見返りとして別の悩みを抱え込むこととなった。それは、続出する重版・類版への対応である。冒頭にも述べたように、近世の本屋にとってその出版物は商品である。同じ手間隙を掛けるのであれば、売れない商品よりも売れる商品を扱いたいと考えるのが人情というものであろう。本屋仲間の間で固く禁じられていた筈の重版・類版事件が近世期を通じて跡を絶たなかった理由はそこにある。芭蕉関係で言えば、その最たるものが小本七部集であつた。安永初版本の版權を所持していた井筒屋も、続出した類書七部集に頭を悩ませたであろうことは、想像に難くない。そして、版權が浦井に移り文化五年再刻版が出た後の約半世紀の間に登場した重類版は実に九種に及び、正規版元の浦井がたびたび差し構えを起こすなど対抗処置を講じていた形跡が京都本屋仲間の記録に残っている。この問題については既に旧稿『芭蕉』と言う利権(一)・(二)(奈良大学紀要第三十一号・奈良大学総合研究所報第十二号)に詳述したので、そちらを参照していただきたいのだが、かような芭蕉関係の俳書の重類版の横行は正規版元にしてみれば、版權の、言い換えるならば利権の蚕食である。それは確かに頭痛のたねであるに違いない。が、その一方で重類版が正規版元と思わぬ利益を齎すこともある点にも注意を払う必要がある。重類版の多さからして、芭蕉関係の俳書のうちでおそらく最も良く売れたであろうと考

えられるのは小本七部集である。しかし、これまた旧稿で述べたように、その安永三年初版本は正規版元の井筒屋・西村らがあずかり知らぬところで江戸の富田新兵衛が勝手に仕立てたもので、出入りを経て正規版元と重版元が相版として売り出すことで合意を見たものであった。重類版として発売した小本七部集が、その後八十年に及ぶロングセラーとなり主力商品となつて行くことを、重版元はもとより、正規版元もおそらく予想だにしなかつたであらう。他に、寛政七年に江戸の衡山堂小林長兵衛が出した「冬の日」の注釈書「冬の日俳諧七部木植」を、前年刊の「誹諧七部解初編冬の日」の版元井筒屋庄兵衛・橘屋治兵衛らがその重類版として差し構えを起こして板木を没収し、それを「冬の日句解」という新商品として寛政九年に売り出したという事例（大谷大学文芸学会編『文芸論叢』61号収録の拙稿「七部解と七部木植」参照）もある。

かように見てくると、「芭蕉という利権」は単に芭蕉関係の俳書の版権を所持しているというところに留まらず、重類版をも呑み込んで、より大きなものに膨れ上がって行くことがわかる。つまり、「芭蕉という利権」の大きさを正確に測るためには、類書七部集や七部集の注釈書にも目を配る必要が生じて来るのである。以上の観点から、この稿では何丸の編著である「七部大鏡」「続猿蓑注解」「芭蕉翁句解参考」の版権をめぐる問題を考えてみようと思う。なお、凶版は巻末に一括して掲載することにする。

一 「西国俳諧七部集」の一件

何丸の編著について述べる前に、小本七部集の重類版と見做された『西国俳諧七部集』の一件について触れておこう。というのは、これが文化三年頃に井筒屋から版権を譲り受けた浦井が重類版事件に対応した最初の例で、後の何丸の編著をめぐる問題を考える際の参考となると思われるからである。『京阪書籍商史』に次のような記述がある。

文化六年八月、京都行事小川多左衛門、錢屋惣四郎が下阪、大坂行司に面接の上、大坂塩屋忠兵衛が出版した西国俳諧七部集は、京都野田治兵衛、上菱屋徳右衛門両人の俳諧七部集の重板の旨交渉があつたので、忠兵衛を召喚して糾問した所、無免許の書であることも露頭したので、絶板を申渡した。

因みに、菱屋は浦井のこと。文面「菱屋」の頭に「上」とあるのは誤植であろう。『京阪書籍商史』の著者時田氏は、重版事件を記録した大坂書林仲間の文書を見てこの記述をなされたのであろうが、文書そのものは今となっては分からない。しかし、この記述の信憑性が高いことは、京都書林仲間の記録「上組済帳標目」の「文化六年巳五月より九月迄」の部に

一 西国俳諧七部集、板行出入一件。并、右二付大坂塩屋忠兵衛不

埒取計之始末、大坂行事之記録、書写留候事。

と、「京阪書籍商史」の記述にびつたりと対応する記録があることによつて裏付けられよう。では浦井と橘屋は、何を以つて「西国俳諧七部集」を小本七部集の重版と見做したのであろうか。この書は、編者奇淵が文化四年に西国を行脚した折の各地俳人及び自身の発句・連句を、地域別に七部にまとめてそれぞれに書名を付け、さらに巻末に員外として東国の部を添え、上・中・下の小本三冊に仕立てて大坂の塩屋忠兵衛から刊行したものである。員外を含め八部の書名と、各書の収録地域を次に示そう。

上	雪つくし	筑前・筑後
	ひこ鯛	豊前・豊後・肥前・肥後・薩摩・日向
中	野梅	摂津・山城・大和・河内・和泉
	鳴門海松	阿波・淡路
	よさむ	讃岐・伊予
下	ひなた路	播磨・美作・備中・備後・安芸・周防・長門
	蓬路	丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・石見
	員外東国	(伊勢・三河以東、関東・北陸・東北も含む)

下巻刊記部分に年記が見当たらないが、下巻末尾の升六跋文に「辰(文化五年)十二月」とあること、それに「野梅」の月居序に「文化

六の年きさらぎ初八の日」とあることから、文化五年末には編集を終え、六年二月か三月ごろに出版の運びとなつたと思われる。管見に入つた「西国俳諧七部集」版本は次の五点。摺りの早い順から並べてみよう。ちなみに、4については原本を見たが、他は全てマイクロフイツシユによる。

- 1 竹冷文庫本(竹冷706) 三冊揃い本。各冊、元題簽あり。
- 2 綿屋文庫本(わ201・4) 三冊揃い本。上・中、元題簽あり。
- 3 綿屋文庫本(わ201・65) 三冊揃い本。各冊、元題簽あり。
- 4 故宮田正信博士旧蔵本 三冊揃い本。各冊、元題簽剥落。
- 5 酒竹文庫本(酒竹1394) 上下合冊の一冊本。元題簽なし。

いま詳細については省略するが、下巻収録の「員外東国」末尾の付録二丁に小異があり、それを手掛かりに摺りの先後を分かつことが可能で、1・2・3・4(この二点は付録に異同なし)・5の順に出版されたものと思われる。最初に出たのが文化六年二〜三月とすると、京都市行事が差し構えて大坂へ赴いたのが同年八月のことであるから、半年余りの間に出版回数四度に及んだということにならう。ところで、編者奇淵と版元塩屋の側はこの書の編集に際し、小本七部集を意識していた形跡が顕著である。それは次のような事実が雄弁に物語っている。

I 管見に入った「西国俳諧七部集」五点のうち、元題簽を有する

1・2・3本の三点の題簽はそれぞれの巻全て同じで、単辺枠の中に「西国」と角書きし、その下に「俳諧七部集 上（中・下）」と入れる。図1が安永版小本七部集の題簽、図2が竹冷文庫本「西国俳諧七部集」の上と下の題簽である。「西国俳諧七部集」題簽の「俳諧七部集」とある部分の書体が、上巻は安永版小本七部集の下巻のそれと、また下巻の書体が安永版上巻のそれと酷似している。

II 「員外東国」を添えたのは、小本七部集の「阿羅野」の「員外」を意識したものである。

III 中巻収録の「野梅」の奇淵自序の文中に、小本七部集の鳩保己一の序文をまねた箇所がある。左に該当部分を示す。

「さいつ日ものへまかりけるに、子周道のほどに行あふ。此ごろ聞へあはすべき事待りてあなぐりもとめつとて、ちひさきふんづ、みとり出す。これなんばせを葉の広く世にもて伝へたるななつのふみにして」
（小本七部集）

「さいつころ西の国に下りける事有て、みちくゝいひもしき、もせる句々を、しのさ、葉あらましかきあつめて、七種にわかち三つにとちて、西国七部集と、なふ。いにしへよりばせを葉の広く世にもてつたへたるな、つのふみには似るべくもあらねど」

（西国俳諧七部集）

IV 「よさむ」冒頭の奇淵・嵐角両吟歌仙の前書きが、「春の日」

冒頭の「春めくや」歌仙の前書きを真似ている。

「曙見むと人くゝの戸扣あひて、熱田のかたにゆきぬ。渡し舟さはがしくなりゆく比、并松のかたも見へわたりていとどかなり。重五が枝折をける竹墻ほどこかきにたちより、けさのけしきをおもひ出侍る」
（春の日）

「郭公の暁・水鶏のゆふべと、をかしき泊まりくゝをかさねて、月まつ秋はいよの国橋のをかにあそぶ。嵐角がしをりおける竹墻、残暑をしのぐにいとどかなり。この比の心をまうしいづる。」
（西国俳諧七部集）

以上によって、「西国俳諧七部集」の編者奇淵と版元塩屋が安永版小本七部集を意識してこの書を編集したことは明白であろう。つまり奇淵と塩屋は売れ行きの好調な人気商品小本七部集に便乗したのである。この書、先のII・III・IVの類似を除けば内容的には小本七部集とは全く別の書物である。にも拘らず浦井・橘屋が重版として差し構えを起こしたのは、とりわけIが大きな要因であったと思われる。宮田本によれば、「西国俳諧七部集」は安永版小本七部集と酷似した薄浅葱色の布目地表紙を備える。それに加えて、「西国」と角書きはあるものの、書体も良く似た「俳諧七部集」の題簽があつては、やはり重類版の咎めを受ける資格は十分にあつたと言うべきであろう。そのことを承知していたればこそ、奇淵と塩屋は大坂の書林仲間にも公け筋にも無届のまま出版に及んだのであつた。

さて、『京阪書籍商史』によれば『西国俳諧七部集』は絶版を申し渡されたはずであった。が、どうやらことはそれで終わらなかつたものらしい。『享保以後大阪出版書籍目録』に次の記録がある。

誹諧奇瀕七部集 三冊

西国之部

作者 花屋菴奇瀕(南久太郎町六丁目)

蔵板主 綿屋奇瀕(南久太郎町六丁目)

売弘 塩屋忠兵衛(北久太郎町五丁目)

出願 文化六年十月

許可 文化七年五月

今一度整理してみると、『西国俳諧七部集』が無免許のまま出版されたのが文化六年の二―三ごろ、京都市事が浦井らの意を帯して大坂へ抗議に赴き絶版の裁定が降されたのが同八月のことであった。

『享保以後大阪出版書籍目録』の記録を信用するとすれば、奇瀕と塩屋は絶版処分されかけた『西国俳諧七部集』を『誹諧奇瀕七部集』と改題することで関係者の了承を取り、十月に改めて出版の願いを出し、翌七年五月に公の許可を得たということになるが、どうやら事實はそのように運んだものらしい。そのことを証明してくれるのが、綿屋文庫にある『誹諧奇瀕七部集』(わ201・5)である。同書は小本三冊、布目地表紙に双辺の摺題簽、「誹／諧(この部分角書)奇

瀕七部集 上(中・下)を貼付。内容は『西国俳諧七部集』と同じであるが、上巻・中巻を入れ替えてある。年記はやはり見当たらないが、『西国俳諧七部集』とは別の塩屋の広告が末尾に一丁添えられており、その中に文化八年八月刊の『芭蕉袖草紙』が見えるので、綿屋本『奇瀕七部集』が出たのはそれ以降ということになり、『享保以後大阪出版書籍目録』の記録と矛盾しない。奇瀕と塩屋の変わり身の早さ、したたかさには舌を巻くばかりであるが、改めて出願し出版許可が出たとあれば、小本七部集版元の浦井と橋屋はそれを認めざるを得なかつたであろう。重版元の塩屋から念書と『誹諧奇瀕七部集』の摺本相当部数ぐらいいは手にしたかも知れぬが、この重類版事件は正規版元にとって、文字通り労多くして益少なき例であつたと思われる。しかし、この『西国俳諧七部集』の一件は、書名・題簽・造本の類似だけでなく重類版の差し構えが認められることが有り得たという事實を、私たちに教えてくれている。

二 「七部大鏡」の版權 付「続猿蓑注解」

江戸で活躍した何丸の編になる『七部大鏡』は、俳諧七部集全体の注釈書としては最初のもの。所説の当否はさておき、出版が明治に及んだということもあり、七部集注釈史上後世に与えた影響は少なからぬものがあるが、この書を扱った本屋にとってその商品的価値も大きなものであつたと思われる。ところで、この書について『日本古典文

学大辞典』（岩波書店）などでは文政六年刊の八冊本が初版であるかのように記されているが、実はそれに先行する無刊記版が存在する。この無刊記版と文政六年版との関係を考えることが、『七部大鏡』の版權問題を解き明かす要点となると思われるので、以下に管見に入つた『七部大鏡』の諸版本を取り上げそれぞれの問題点について考えてみることにしよう。なお『七部大鏡』と相前後して最初は単行本として出版され、後に『七部大鏡』と合冊されることになる『続猿蓑注解』についても併せて取り上げる。

（1）無刊記版

管見に入つた『七部大鏡』の無刊記版は次の五点である。

- | | | |
|---|----------------|-----------|
| A | 家蔵本 | 八冊揃本 |
| B | 八戸図書館本 | 七冊本（巻五、欠） |
| C | 綿屋文庫本（わ213・56） | 八冊揃本 |
| D | 東大本（E32・912） | 八冊揃本 |
| E | 某家蔵本 | 八冊揃本 |

右の五点は、本文に一部分修正を加えた後印本C・D・Eと、修正前の早印本A・Bの二種に分かつことが出来る。家蔵早印本Aの書誌を記そう。本の寸法は縦が18、6種×横が12、8種。雲母漉き込

みの砥粉色表紙、大振りの菊花の中に丸に違い鷹の羽空押し紋様があらる。表紙中央上部に、薄藍色地単辺元題簽を完備し、それぞれに「七部大鏡 序」「冬の日 一」「初懐帝 二」「春の日 三」「曠野并員外四」「ひさこ 五」「猿蓑 六」「炭俵 七」とある。図3に「春の日三」の前表紙と序巻の後表紙を挙げておく。綴糸は二・六の冊は元装のままと思われる紫色、序・一・七は後補で枯草色。角切は紫色で、二・三・五・七にその一部が残る。この時期の俳書としては大変美しく凝った装幀で、本文の版下・版式も整っており造本も丁寧である。Bの八戸図書館本は原本に当たっていないが、国文学研究資料館から取り寄せた複写によれば、家蔵本と同寸で表紙には同じ空押し紋様が認められる。家蔵本と同じ元題簽がやはり表紙中央上部にあり、序巻と一巻は一部剥落するものの他の冊は完備している。さて、Aの家蔵本で注目すべきは、「炭俵 七」の後表紙見返しに、図4左側に示した様な持ち主の書入れが認められることであろう。そこには士分とおぼしき金屋の五十嵐氏榮叙なる人物によつて「右七部集大鑑全八冊」を「文政五年八月」に「江戸自り之を需む」と記されており、この書が遅くとも文政五年八月には江戸表で出回っていたことを教えてくれている。それは後述の文政六年版の刊記「文政六年十二月」を遡ること一年以上前である。なお、家蔵本同様無刊記早印本に属するBの八戸図書館本には、当然のことながらこの記述は無い。

ところで、この『七部大鏡』は、全体で五十丁を超える麗々しい序巻を備えるが、その内容は諸国著名俳人がこの書に寄せた序文と凡

例・附言・引用書目・芭蕉翁俳諧口決・題号釈論から成る。うち諸俳人の序文には本によって些かの出入りがあるが、家蔵早印本の序者は以下のようになっている。なお、うち年記のあるものは（ ）内に示し、月日だけのものはこれを省略した。鵬齋（文化六年九月）・大江丸・完来・対山（文政二年秋）・随齋・五芳・士朗（文化七年八月）・蕉雨（文政二年）・奇淵・月居（文化十四年冬）・鶯笠・梅室（文政二年春）・寥松（文政二年春）・護物（文政二年春）・北元・長齋・芝山・乙二・蜀山（文政二年霜月）・水母散人・杉亭。なお、Aとは別の家蔵の序巻のみの零本、及び後述の文政六年版三点には、北元と長齋の間に三津人の文二丁が入るが、丁付からも判断すると家蔵早印本はうっかりそれを落としたものと思われる。因みに記せば、「炭俵 七」の巻末には敬齋と弁地（文政三年初夏）の跋文が添えられている。この二十四名にも及ぶ序跋者をくたくたくと並べたのには、実はわけがある。同じ何丸の著書『俳論語』の序文の一部を次に参照されたい。

（略）時四十二、負薪にかゝり頓に祝髪し、蜂の異名を取て何丸と更む。（略）病中七年の間七部集の玄旨を探り、既に鵬齋・大江丸・完来・成美・士朗の序文有。病や、怠るに及びて北越に遊歴する事八年、昼夜群書に眼をさらし、祖翁の骨髓に分入、俳道の法則として明らかめずといふ事なし。時五十八、東武におもむき七部大鑑八巻を著し、（略）爰において四方の俳傑争ふて序詞を

おくり、多年の丹精を賞す。其人々には、月居・雪雄・五芳・奇淵・寥松・護物・鶯笠・対山・北元・蕉雨・風谷・長齋・杉亭・三津人・（彫り残し）・芝山・乙二・敬齋・弁地・及び蜀山人・水母散人、都て二十余人、実に俳道の宝鏡也。（略）

于時文政三年庚辰初冬 於芭蕉忌席上

故人子将識⑩⑪之愿外史書⑩⑪

ここに子将が記すところに拠れば、『七部大鏡』は何丸が四十二才の時から取り掛かっていたもので、その後の病中七年、稿を成す間に鵬齋・大江丸・完来・成美・士朗らの序文は得ていたのだと言う。何丸四十九才は文化六年のこと、先に見たように、鵬齋序は文化六年九月、士朗序は文化七年八月で、子将の言うところとなら矛盾しない。また何丸五十八才は文政元年であるが、「東武におもむき七部大鑑八巻を著し」た後に序跋を贈られた顔ぶれが、風谷を除き家蔵早印本と完全に一致する。さらにその年代も、月居が文化十四年、対山・蕉雨・雪雄・寥松・護物・蜀山が文政二年で、これもまたほぼ一致する。『俳論語』の序文で子将が述べるところ、何丸の身近にあつて完成した『七部大鏡』を目にしていた者でなければ言い得ぬことである。その子将序文が文政三年初冬、『七部大鏡』の弁地跋文が同年の初夏であることを思うと、『七部大鏡』は早ければ文政三年末ごろにはすでに出版され江戸市中に出回っていた可能性がある。

次に、C・D・Eの無刊記後印本を見てもことにしよう。この後

印本と早印本の違いは本文に三箇所修正が施されていることである。図5は「初懐帯」の十一丁表。その後から五行目、図の右側の早印本では「菱の葉を柵伏て抱へ泣」と下五を誤っていたのを、図左の後印本で「たかべ啼」と入木で改める。図6は「曠野」の十丁表。図右側の早印本、後ろから三行目の「初雪や」の「雪」を、左の後印本でやはり入木によって「夢」と修正。図7の上段は早印本「春の日」の十八・十九丁。因みに早印本、丁付十八の前は十六となっており十七を欠くが、文章は繋がっているので落丁ではなく丁付の誤りである。それを図7下段の後印本では、矢印を入れた部分一丁分の文章を増補して十七・十八・十九と丁付を通して、その三丁分の板木を全て改刻するという形で調整をしている。この三箇所が無刊記版の早印・後印を区別する目安となる。因みに、Eの某家蔵本の「炭俵 七」の末尾、弁地跋文の後ろには、後で取り上げるFの家蔵本文政六年版にも見られる月院社蔵版目録（図8参照）が添えられている。なお、C・D・Eの装幀については、マイクロフィッシュ・複写で見ただけなのではつきりしたことは判らないが、Cの綿屋文庫本は小さめの亀甲紋の中に花柄紋様を入れた空押し表紙で、左肩に家蔵早印本と同じ元題箋がある。家蔵の序巻のみの零本がたまたま綿屋文庫本と同様の空押しがあるが、家蔵零本の表紙の色は山吹色で、題箋は単辺、薄墨色地である。Dの東大本は「統猿養注解」を取り合わせた九冊本で、題箋は中央上部、剥落した序巻以外は元題箋のように見えるがフィッシュユからはよく判らない。Eの某家蔵本は資料館の複写によれば、やはり菊花

紋の空押し表紙で、中央上部に元題箋がある。ただし、「七部大鏡序」「初懐帯 二」の二葉は家蔵早印本と書体が異なる。また、本の寸法も縦17、3種×横12、5種とひと回り小さい。

（2）文政六年版

続いて、文政六年版を取り上げる。これは次の三点を見た。

F 家蔵本 八冊揃本

G 大谷大学蔵本（外小688） 八冊揃本

H 家蔵零本 春の日・ひさこ・猿養・炭俵の四冊

Fの家蔵揃本の寸法は縦18、2種×横12、6種。先述のA家蔵無刊記早印本よりやはりひと回り小さい。砥粉色表紙で稲妻型組み合わせの空押しを施すが、表紙表面にはそれがはつきりとは出ていない。八冊とも単辺白地の元題箋が左肩に残るが、摺りが薄かったせいか持主が墨でとめ書きをしまっている。が、もとの書体は早印本と同じであるように見える。「初懐帯 二」「ひさこ 五」に残る角切は若草色。綴糸は後補かもしれないが、表紙と同系色である。本文も無刊記後印本と同板であるが、「炭俵 七」の巻末に図8の月院社蔵版目録一丁と、図9の刊記を入れた一丁を添える。Gの大谷大学蔵本は寸法は縦17、6種×横12、7種とやはりひと回り小さめであるが、

表紙の色と空押し紋様、題簽の色と書体ともAの家蔵無刊記早印本に全く同じ。ただし、角切は若草色で、綴糸は序・一・二・三・五が元のままと思われる緑色、四・六・七が薄黄色である。「炭俵七」巻末に図9の刊記の一丁を添えるのはFの家蔵本と同じだが、図8の丁は無い。Hの家蔵零本は寸法が縦18、0糎×横12、4糎。辛子色表紙に無刊記後印本Cの綿屋文庫本と同じ空押し。ただこれもはつきりとは出ていない。春の日・猿蓑には単辺白地の元題簽が残るが、ひさご・炭俵は剥落。この本も刊記の一丁のみを添える。

(3) 「七部大鏡」の版權

以上のように、「七部大鏡」の無刊記版・文政六年版を通過してみると、その版權をめぐる問題はおよそ整理できるような気がする。無刊記版が文政六年版に名前見える浦井や橋屋の手に成るものではなかったことは明白で、そもそも江戸に居て浦井・橋屋と何の関係も無かった何丸がわざわざ京都の本屋に出版を依頼したとは思われないし、もし浦井・橋屋が最初から関わっていたら堂々とその名を入れたはずである。「七部大鏡」無刊記版は江戸の本屋が扱ったと考えざるを得ない。しかも先述したように、A・B・E・G本等の無刊記本は当時の俳書としては大変美しく凝った装幀で、本文の版下・版式も整っており造本も丁寧である。何丸には同じころに「俳論語」「男さうし」といったやはり無刊記の編著があるが、そちらがいかにも素人く

さい仕立ての杜撰な感じのするものであるのと好対照である。それは、「七部大鏡」の出版に江戸のしかるべき専門書肆が関わっていることを示すことであらう。その某書肆が、本屋仲間の約束事に背いて刊記を入れなかったのは何故か。それは言うまでもなく、この「七部大鏡」が京都の浦井が版權を握っている小本・半紙本「俳諧七部集」の重類版となることを十分に承知していたからに他ならない。詳しくは旧稿を参照していただきたいのだが、文化五年に浦井が小本七部集を再刻した後、江戸表でそれをそっくり模した三種の重版（旧稿で重版C・B・Dとしたもの）が出回ったのがちょうどこのころで、浦井がその対応に苦慮していた事実も「上組済帳標目」に記録されている。いわば江戸には七部集を受け入れる土壌が出来上がっていたのである。しかも杜撰な小本七部集重版の横行は、正しい句形・句意についての疑問を育む役割も果たしたとみられ、注釈書「七部大鏡」の出版はその意味でも時宜に適用ものであった。「七部大鏡」の原稿を手にした某書肆は、それが重類版の咎めを受ける書物であることを承知しながらも、「売れる」と見て無刊記本として出版に踏み切ったのである。先にも触れたように、その時期は早ければ文政三年末。文政六年版に落ち着くまでの三年余り、修正を加えた後印本も含めて装幀を異にする本が何種かあることを思うと、某書肆が扱った部数はそれなりの数に及んだものと推測される。

さて、図9に示した文政六年版の刊記に目を転じてみよう。この刊記の一丁、表に「七部解大鏡」「続猿蓑注解」「七部解小鏡」を挙げて

「月院社蔵」とし、裏に「文政六癸未年十二月」と年記を入れ、京都の浦井徳右衛門・野田治兵衛それに東都の野田七兵衛の名前を並べる。これは、月院社何丸の蔵版の書物をその委託を受けて三軒の本屋が出したという形式になっている。が、右に述べたような無刊記版の出版事情を考慮に入れば、「七部大鏡」を見咎めた浦井・野田（橘屋）が俳諧七部集の重類版として差し構えを起こし、出入り・調整を経て、相版として双方それぞれの地域で販売するという結論に至つたと見るべきであろう。重類版事件の原則は正規版元による板木・摺本の没収であるが、近世期を通じてことはなかなか原則通りには運ばず、重類版として出来上がつてしまつてゐる書物を両者で相版として販売するという例がむしろ普通であつたことは旧稿に述べたが、この場合もそのように落ち着いたものと思われる。因みに、無刊記版に手を染めた某書肆はここでもその姿を現していない。が、A本とG本、C本とH本というように、無刊記版と文政六年版にそれぞれ同じ装幀の本が存在することは両者の出版に同じ本屋が関わつてゐたことを意味し、それは某書肆以外にはあり得ず、相版形式に落ち着いた後も関与してゐたことは疑いを容れぬところであろう。

なお、浦井・橘屋と並んで出る江戸の野田七兵衛について少し触れておきたい。というのは、この野田七兵衛こそが某書肆であるという見方も出来なくは無いからである。『享保以後江戸出版書目』によれば、野田七兵衛は宝暦六年から文化十一年までの間に一〇四点の書物の出版に関わつてゐる。版元よりも売出しを務めることが多く、一〇

四点のうち七四点は京都・大坂の上方物、うち五七点は京都物の売出しとして名がみえ、さらにそのうちの三二点は野田治兵衛・野田藤八をはじめ、野田儀兵衛・野田茂兵衛・野田清兵衛・野田伝兵衛といった橘屋の暖簾内と思われる本屋の書物である。その中でも特に目立つのが野田治兵衛・野田藤八のもので、それぞれ二点づつある。うち、版元野田（橘屋）治兵衛・売出し野田七兵衛として出るものを上げてみよう。なお、書名の下の年月は江戸の書林仲間から出版許可の割印を受けた時期である。

新類題発句集	寛政五年十二月
芭蕉翁絵詞伝	同 右
俳諧第一義集	寛政六年十月
俳諧二見貝	同 右
俳諧七部集（再刻半紙本）	寛政七年六月
和歌為隣抄	寛政十年九月
俳諧童子教	同 右
職人尽発句合	寛政十年十二月
俳諧続七部集	享和三年十二月
俳諧天爾波抄	文化五年十二月
俳諧七部集（再刻小本）	文化六年十二月

右二点のうち、版本の刊記部に野田七兵衛の名前が出るのは「和

歌為隣抄」「職人尽発句合」「俳諧天爾波抄」の三点のみ。表に出ることは少ないが、右に見たように京都の橋屋の暖簾内との関わりは深く、橋屋の江戸出店ではなかったかと思われるほどである。特に注目すべきは半紙本及び小本の「俳諧七部集」の売出しを任されていることで、そのような彼が七部集の重類版を見咎めることはあってもその出版に関わるようなことはあり得ない。よって、野田七兵衛は某書肆ではなく、むしろ橋屋の意を帯し、相版となった「七部大鏡」の江戸表での売り捌き兼監視役として、文政六年版に名を連ねたと見るべきであろう。

(4) 『統猿蓑注解』

「七部大鏡」と相前後して出版されたものに『統猿蓑注解』（中本一冊）がある。これは同書に添える何丸の息公石の序文によれば、「統猿蓑は七書の部類にあらざればとて、老父の省きすてたる」原稿を「此ま、捨おかむもなげかはしく」「ひそやかに奇胤氏に託して小冊となし」たもので、父何丸も敢えて「呵責の沙汰に及ば」なかったのだという。管見に入った『統猿蓑注解』は、次の八点。概ね摺りの早い順に並べてみる。なお、奈良大本以外はマイクロフィッシュによる。

- 1 酒竹文庫本 (酒竹2053)
- 2 東大本 (E32・912)
- 3 綿屋文庫a本 (わ216・4)
- 4 綿屋文庫b本 (わ216・5)
- 5 綿屋文庫c本 (わ216・41)
- 6 綿屋文庫d本 (わ216・39)
- 7 綿屋文庫e本 (わ216・44)
- 8 奈良大本

奈良大本は、原装の茶色布目地表紙で、寸法は縦18、1糎×横12、5糎。左肩に「統猿蓑注解」と摺った双辺白地元題簽を貼る。綿屋文庫本は剥落したe本を除き、a・b・c・d本とも奈良大本と同じ題簽を備える。酒竹文庫本・東大本も同じように見えるが、フィッシュからははっきりとは判らない。摺りの先後を見分ける手掛かりは、次の三箇所の異同である。1〜5の本は、図10・11・12のそれぞれの右側、つまり十七丁裏・十九丁表・二十三丁裏に彫り残しがある。が、6・7の本では二十三丁裏に図12の左側のような文が入られ、さらに8の奈良大本では図10・11の左側に示したように十七丁裏・十九丁表の彫り残しが削られている。つまり『統猿蓑注解』は内容から見て、1〜5の未修正本、6・7の一部修正本、8の修正本と三種に分かつことが出来るということになる。因みに、この『統猿蓑注解』は次章で取り上げる三都五軒版『七部集大鏡』に合冊されることになる。

が、右の三箇所は当然修正した形で収録されている。さて次に問題になってくるのが刊記である。8を除いて1〜7には、図9に示したのと同様の刊記一丁が添えられている。それはこの「続猿蓑注解」が先の「七部大鏡」と同様の運命を辿ったことを示しているよう。つまり、何丸と某書肆によって「七部大鏡」と相前後して出版された、あるいは出版されかけていた「続猿蓑注解」は、やはり重類版と見做され、相版扱いに落ち着いたのである。

なお、綿屋文庫 e 本巻末には次のような内容の一丁が添えられている。「続猿蓑注解」の版權の行方を考える参考となるので、詳しく見てみることにしよう。丁の表には次のようにある。分かりやすいように書き下しとし、濁点・句読点を加える。

月の賀集 老・病・死・終・尽・限・疑字等ノ句、受けず。

月院大宗匠来年古稀ニ付き、右集取立て候俟、春夏秋冬、すべて月といふ字の入たる吟を國中より集め、一冊子に緘立候間、各様何なりとも二三句筒御恵投下さるべく候。但、賀章に及ばず、只々御持句の内にてよろしく候。尤、句順到来次第二候間、当年中に早々御投声之程、希ひ奉り候。集冊呈上。集料思召次第。

丑孟冬 執事 三有・子寅 寅言

この丁の裏には「何丸七部集」の予告をし、末尾に「二条家連俳〇〇〇〇〇（この部分、綴じ目で読めず）」と記す。何丸の古稀は文政十三年（天保元年）のことで、すると執事兩名がこの文を草した丑年は文政十二年でなければならぬ。これは綿屋文庫 e 本がその年に出

たことを意味している。それは言い換えれば、「続猿蓑注解」がそのころまでは単行本として扱われていたこと、それにこの書の版權に何丸がまだ絡んでいたことを証明してくれている。なお、奈良大本は三箇所の修正から見ても単行本最終版であることは動かないが、刊記が無い理由はよく分からない。

(5) 三都五軒版

では次に、三都五軒版「七部集大鏡」について考えてみよう。これについては次の五点を見た。寸法は小異はあるも、ほぼ縦18、2 横×横12、1 糎。

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1 芭蕉文庫 a 本 (は 8 8) | 上・中・下の三冊揃本 |
| 2 芭蕉文庫 b 本 (は 9 6) | 上・中・下の三冊揃本 |
| 3 芭蕉文庫 c 本 (は 8 9) | 下のみの一冊本 |
| 4 家蔵 a 本 | 上・下に中の取り合わせ本 |
| 5 家蔵 b 本 | 上・下のみ零本 |

布目地の薄縹色表紙、紫色の角切、白っぽい綴糸は全ての冊に共通する。元題簽は1・2の上中下、4・5の上下に残り、いずれも黄色地単辺で「誹ノ諧（角書）七部集大鏡 上（中・下）」とある。参考までに5の家蔵 b 本の上・下の表紙を図13に挙げておく。この書は、

『七部大鏡』に「続猿蓑注解」を加えた八部を三冊に纏めたもので、上巻に「序巻」「冬の日」「春の日」「初懐紙」を、中巻には「猿蓑」「ひさご」「続猿蓑」を、下巻に「曠野并員外」「炭俵」を収録する。各冊冒頭部には図14左側のような内題を新たに入れる。「続猿蓑注解」を加えたため大部になるのを慮ってか、序文を鵬齋・士朗・奇淵・月居・鶯笠・梅室・護物・芝山・乙二の九名に省略し、それに伴って「序巻」の丁付に手を加えている。これも1・2・4・5に共通する。下巻の後表紙見返しに貼付する刊記も全て同じで、図15左側のとおり。京都の浦井徳右衛門を筆頭に、大坂の秋田屋太右衛門、それに江戸の須原屋茂兵衛・山城屋佐兵衛・岡田屋嘉七と三都書林を列記してある。1・4の本は上巻前表紙見返しに図14右側の印刷があるが、「尚古堂」とは刊記部に出る岡田屋嘉七のこと。なお、本文の板木は、文政六年版Gの大谷大学蔵本と三都五軒版家蔵a本・奈良大本「続猿蓑注解」とで対校してみると、「春の日」七・十七・二十三丁、「ひさご」十五丁、「炭俵」二丁が改刻してあるが、他は全て同板。また、家蔵本a・b本の上下巻を較べると、「冬の日」三十三丁、「炭俵」二・四・三十七丁にやはり改刻が認められる。家蔵a本は取り合わせ本、b本は零本で、さらに多くの揃本に当たらなければはつきりしたことは言えないが、版面が傷んで読みづらくなつた丁を順次彫り直して行ったような印象を受ける。

さて、この三都五軒版で注目すべきは、文政六年版の刊記の丁の表に該当する部分(図9の右側)、つまり「七部集大鏡」が月院社何丸

の蔵版である旨を断つた標示が見当たらないということである。ごく単純に考えれば、それはこの三都五軒版が出回った時期には、「七部集大鏡」は既に何丸の蔵版では無くなつてたということではないだろうか。これは、三都五軒版の出版時期とも関係してくる問題である。先に「続猿蓑注解」綿屋文庫e本で見えておいたように、文政十二年の段階ではまだ何丸が「続猿蓑注解」の版権に絡んでいたのは明らかで、従って「七部大鏡」の版権についてもそのことは同様であった筈である。では、両書が何丸の蔵版でなくなつたのは何時のことであつたか。これについては考え合わすべきは、小本七部集再刻の際の版權移動であろう。もともと重類版として出された安永版小本七部集刊記部に名前が出るのは、京都の西村市郎右衛門・野田治兵衛・井筒庄兵衛と江戸の山崎金兵衛・富田新兵衛の五軒。浦井が版権を譲り受け文化五年に再刻した際に名前が残つたのは、当の浦井と野田・井筒屋の三軒だけである。その間の事情については、西村・山崎はそのころ既に出版界から身を引いていたと考えられること、また、この小本七部集のいわば重版元である富田はこの世を去つていて、自然消滅的な色合いが濃いことは旧稿に述べたところ。重類版をこしらえた側は、当然の事ながら弱い立場にある。重類版を正規版元が相版として出すことを了承する折に、一代限りという条件を付けることは十分に考えられよう。何丸が七十七歳で没したのは天保七年のこと。それを機に、七部集の正規版元である浦井は「七部大鏡」「続猿蓑注解」の版権をほぼ独占するに至り、両書を合冊三冊本として三都で売出したのがこの

五軒版「七部集大鏡」であったと思われる。その時期は天保七年に何丸が没して間なくのこと、その後浦井は安政五年に世を去る少し前までの二十年余り「七部集大鏡」の版權を独占して行くことになるのである。ところで、「七部大鏡」無刊記版を扱った某書肆はどうなったのか。その点についてはよく分からないが、三都五軒版の刊記部に出る江戸の三軒の中にその某書肆が含まれている可能性も捨て切れない。が、いずれにせよ版權への絡みはさほど大きなものではなかったと考えるとよからう。

因みに、旧稿で取り上げた安永版小本七部集やこの「七部集大鏡」のように、正規版元が京都に居て江戸表で重類版が仕立てられ相版として決着した場合、その板木はどこで管理していたかということは考えておかなければならないことがらである。同じ京都の仲間内で同様の問題が起きた場合は板木を分割して所有しておくことは容易に想定されるが、江戸・京都間となると物理的にそうはいかない。小本七部集の場合、その板木が江戸に留め置かれた幾つかの証拠があることは旧稿に述べたとおりだが、「七部集大鏡」の場合も同様の処置が取られたと見てよからう。次節で取り上げる明治版の存在もそのことを証明してくれているように思う。

（6）明治版

管見に入った明治版「七部集大鏡」は二種ある。その一は、奈良大

蔵A本で中本七冊。寸法は、縦17、9種×横12、2種。芭蕉葉の空押しのある水色表紙で、角切は枯草色。綴糸は後補と思しき水色。各冊左肩に双辺の白地元題簽があり、「七部集大鏡 序」「七部集大鏡 冬の日」「七部集大鏡 春の日／初懷紙二」「七部集大鏡 曠野井／員外三」「七部集大鏡 猿養四」「七部集大鏡 続猿養／匏瓜五」「七部集大鏡 炭俵六」とする。図16の右側に「冬の日」の表紙を上げておく。序巻前表紙の見返しには図14右側の三都五軒版と同様の版式で、赤色の紙に「月院社何丸撰釋／俳諧七部大鏡／書肆 巢枝堂」と摺ったものを貼る。「炭俵 六」後表紙見返し貼付の刊記は図17右側のとおり。広告の末尾に「東京書肆」として京橋区南伝馬町の水落忠次郎と同所の目黒十郎支店の名前を並べる。両者、同一人物であろう。なお、目黒十郎支店の下にある朱印は「目黒支店」と読める。この奈良大A本と全く同じ本が芭蕉文庫（し33）にもある。年代は特定できないものの、明治版たること疑いない。

興味深いのは、この明治版と先の三都五軒版家蔵a本を対校してみると、全三四九丁のうち一三四丁、すなわち全体の四割近くに改版があるとということである。改版の割合は集によってばらつきが認められ、序巻が7—12、冬の日が11—68、春の日が8—23、初懷紙が17—17（つまり全丁）、曠野井員外が27—74、匏瓜が13—14、炭俵が13—38、猿養が27—73、続猿養が11—30という割合である。安政五年の浦井没後、三都五軒版「七部集大鏡」の板木がどのような経緯によって水落氏の手元に辿り着いたのかは不明とするしかない。が、その間に板木の四割近

くが失われて、おそらくは水落氏の手元で新たに影り起こされたのは動かしよの無い事実で、それだけの手間を掛けても「七部集大鏡」は売れ行きの見込める商品であり得たということになろう。

もう一種の明治版は、奈良大学蔵B本。序巻と冬の目を合冊した六冊本であるが、奈良大蔵本は「春の日／初懐紙 二」を欠く。寸法は縦18、4種×横12、4種。A本と同系色の表紙であるが、芭蕉葉の空押しは無い。綴糸は薄い茶色。角切は紫色。各冊左肩に残る元題箒も双辺白地で、書体もA本に酷似するが、異版。図16の左側に「冬の日 一」の表紙を上げておく。また、製本時の手違いであろうが、「曠野并／貝外 三」に猿蓑を、「猿蓑 四」に続猿蓑と匏瓜を、「続猿蓑／匏瓜 五」に曠野并貝外を収めるといふ誤りを犯している。詳細は省略するが、版面の状態から見てA本よりも後印で、「冬の日」十九・五十七丁はA本とはまた板本が異なる。「冬の日 一」の見返しはくすんだ赤色地の紙を用い、A本の本屋名のところだけを「松山堂蔵版」と入れ替える。刊記も同様、図17左側のように、末尾の本屋名だけを入れ替えてある。A本の版元水落忠次郎と同じ京橋区南伝馬町の松山堂書店からの出版である。こちらには「東京市」とあり、東京が市となったのは明治二十一年のことであるから、この松山堂版はそれ以後の出版ということになる。

以上述べてきたことをまとめてみると、次のようになる。「七部大鏡」が無刊記版として江戸の某書肆から最初に出版されたのは早けれ

ば文政三年のこと。もとより京都の浦井が版權を握っている小本・半紙本「俳諧七部集」の重類版となることを承知の上での仕業であった。「西国俳諧七部集」の一件で書名・題簽の類似にさえ拘っていた正規版元の浦井が、七部集本文がそっくりそのまま使用されるこの書を見逃すはずはなく、やがて出入りとなり調整を経て、編者何丸を蔵版主とするという形で相版に落ち着いたのが文政六年である。「七部大鏡」と同じ頃にやはり某書肆によって仕立てられたと思われる「続猿蓑注解」も同様の経緯で相版となった。そして、天保七年に何丸が没して両書の版權は浦井がほぼ独占するに至ると、両書を合冊して新たに三都五軒版「七部集大鏡」として売出し、それが浦井が七部集の版權を手放したと考えられる安政四年ごろまで続き、その後少なくとも明治二十一年まで出版され続けたわけである。

文政三年から明治二十一年まで七十年余、相版であった時期も含めて、浦井が版權を保持したのは文政六年から安政四年ごろまでの三十五年ほどにも及ぶ。もともと「七部大鏡」も「続猿蓑注解」も何丸の編著を江戸の某書肆が勝手に出版したもので、浦井はそのことに全く費用をかけていない。極言すれば、彼がしたことはそれらが「俳諧七部集」の重類版であるとして差し構えを起こしただけである。もちろんそれに際してはそれなりの手間隙と、相版としてことを収める折に正規版元が重版元に渡す慣習となっていた「樽代」なるものも支払ったであろうが、後に得られた版權からすれば微々たるもの。要するに、浦井は「俳諧七部集」の版權を持っていたがゆえに、たいした費用も

労力もかけずに「七部大鏡」「続猿蓑注解」の版權を手にすることが出来、それを「俳諧七部集」関連の新規商品として三十五年にわたって売り捌くことを得たのである。「芭蕉」という利権が重類版をも呑み込み大きく膨れ上がって行くその一典型を、この「七部集大鏡」に見ることが出来るよう。

三 「芭蕉翁句解参考」

それでは次に、同じく何丸の編著で「七部集大鏡」と同様の版權移動があったと考えられる「芭蕉翁句解参考」（以下「句解参考」と略す）と、その改題後印本である「芭蕉翁句解大成」（以下「句解大成」と略す）について、ざっと触れておこう。先ず、「句解参考」であるが、これは次の四点を見た。酒竹文庫本はマイクロフイッシュによる。

- 1 酒竹文庫本（酒竹3032）
五冊揃本（春・夏・秋・秋下・冬） 元題簽完備
- 2 家蔵B本 四冊本（夏、欠）
春のみ元題簽あり
- 3 家蔵A本 五冊揃本
元題簽全て剥落
- 4 大谷大学蔵本（外小679）
四冊本（秋下、欠） 春・夏・秋に元題簽あり

寸法は2・3・4とも、縦18、2種×横12、7種。いずれも茶色の布目地表紙で、2・4の左肩に残る元題簽は単辺白地で、書体は酒竹文庫本のそれに一致し、「芭蕉翁句解参考 春」「芭蕉翁句解参考 夏」「芭蕉翁句解参考 秋」「秋下」「芭蕉翁句解参考 冬」とある。本文の版下・版式は「七部大鏡」のように整ってはおらず、全体に杜撰な感じがする。右の四点は、次の異同を手掛かりに早印本・後印本に分けることが出来る。

- 1・2本は春の部が丁付「九十九止」で終わるが、3・4本には「百〇百三」の増補がある。
- 1・2本春の部十六丁裏「扶桑の器物よなれり」の「よ」を、3・4本で「と」と入木で改める。
- 1・2本では春の部四十九丁表の「花に酔り羽織着て語れ指女」の「語れ」の誤りを貼り紙をして「刀」と手書きで修正するが、3・4本では入木で改めている。

詳細は省略するが、右の三箇所以外にも春・夏・秋の部に板木を一部また丁の全体を改刻したところが五丁ほど認められ、1・2本が3・4本より先行することは明白である。では、版權の移動ということを頭に置きながら、それぞれの本について説明して行く。

1の酒竹文庫本はやはり本屋名・年記などを入れぬ無刊記本で、巻末に「七部大鏡」の無刊記版E本及び文政六年版F本あったものと同じ図8の一丁を添える。その丁の末尾に「月院社蔵梓」とあるのに従うならば、この「句解参考」は何丸が蔵版を自分で勝手に出したとい

うことになる。もつともその背後に本屋が居ることは十分に想定されるが、本の仕立て方・出来栄がずいぶんと違うことからして、その本屋は先の「七部大鏡」の某書肆とはたぶん別の店である。この「芭蕉翁句解参考」はその書名が示す如く芭蕉翁句の注釈書。先の「俳諧七部集」と「七部大鏡」の関係と全く同様で、浦井が版權を所持している小本「芭蕉翁句集」の重類版となること、誰の目にも明らかであろう。因みに触れておけば、綿屋文庫に五冊揃いの無刊記の一本（わ220・52）がある。夏・冬には洒竹文庫本と同じ元題簽が残り、秋・秋下は欠。春には「芭蕉翁句解大成 春」の題簽を添付し、本文丁付はやはり「九十九丁止」までである。次に、2の家蔵B本であるが、これには冬の部の後表紙見返しに図18左側の刊記が入る。そして、この本にも図8の丁は添えられているのだが、その丁の裏、つまり図8の左側「薬品蠹海近刻全八冊」「月院社蔵梓」の二行が削除されている（図18の右、参照）。その代わりに入ったのが刊記部冒頭の「文政十亥年新刻月院社蔵」の一行と考えてよからう。その刊記部は、大坂書林を彫り残したまま、京都の浦井徳右衛門・野田治兵衛、江戸の野田七兵衛・松屋善八・山田佐助を並べ、最後に花屋久次郎板元としている。その顔ぶれはさておき、この刊記は何丸蔵版の書物を浦井以下の本屋が出したという形式を採っていて、先の文政六年版「七部大鏡」「続猿蓑注解」のそれに似通う。「句解参考」に目を通してみると、「飯頼山の事は、七部大鏡猿蓑の注に委しければ略す」（春の部七丁表）「続猿蓑注解に出す。ゆへに略す」（春の部八丁表）とい

った記述が全巻で四十箇所近く見受けられ、従って何丸が「句解参考」の稿を成したのは「七部大鏡」「続猿蓑注解」以降と考えられるのだが、この書もやはり先行する二書と同様、一度は「芭蕉翁句集」の正規版元に断り無く無刊記版で出された後、出入りを経て文政十年に相版に落ち着いたと見るべきものである。京都の浦井徳右衛門・野田治兵衛、江戸の野田七兵衛という顔ぶれは「七部大鏡」「続猿蓑注解」に同じ。以下江戸の三名がどのように絡んでいたかは不明ながら、花屋久次郎が「板元」を名乗っていることからすると、もともと無刊記版を出したのは彼であったかもしれない。なお、3の家蔵A本・4の大谷大学蔵本には図8の一丁は無く、家蔵B本と同一の刊記のみがある。

さて、この「芭蕉翁句解参考」はその後改題増補され、「芭蕉翁句解大成」として出版されることになる。これについては、マイクロフイッシュで次の三点を見た。

- 1 綿屋文庫 a本（わ224・4） 五冊揃本
- 2 綿屋文庫 b本（わ224・3） 五冊揃本
- 3 綿屋文庫 c本（わ229・27） 春のみ一冊の零本

1・2は刊記に小異があるのみで、中身は同じ。2のb本によって概略を記す。布目地表紙に単辺題簽「芭蕉翁句解大成 春（夏・秋・秋下・冬）」を貼付。ただし春のそれは、先の無刊記本（わ220・

52」とは異なる。春の部見返しには匡廓内に「月院杜何丸大人述／芭蕉翁句解大成／東都書林 尚古堂梓」と摺ったものを貼る。そして、春の部に「庚寅季春 古稀翁何丸」と署名する付言一丁を添え、各冊に索引と、本文計十七丁ほどを増補してある。付言の庚寅は文政十三年（十二月に天保と改元）で、1・2本の出版はそれ以降ということになる。冬の部後表紙見返し貼り付けの刊記は、1のa本は図15に示した三都五軒版「七部集大鏡」と同じもの。先に見たようにそこには浦井徳右衛門の名前が入っている。この本には三都五軒版「七部集大鏡」と同様、何丸の蔵版である旨の標示が無くなっている。先の推測に従えば天保七年何丸没後の版ということになる。このa本の出版にはまだ浦井は絡んでいる。一方、b本の刊記には京都の出雲寺文次郎・勝村治右衛門、大坂の河内屋喜兵衛・秋田屋太右衛門、江戸の出雲寺萬次郎・岡田屋嘉七・須原屋茂兵衛の名前が並び、浦井の姿は見えない。このb本の刊記は弘化四年十月の吸露庵桂素の序文を備える「何丸口述・公石筆記」の「七部集小鏡」の刊記と同じもの（家蔵本及び竹冷文庫本による）で、出版はかなり後であった可能性が高い。いずれにせよ、b本の段階では浦井は「芭蕉翁句解大成」の版權を手放していたということになり、それが何時のことであったのかはわからないが、「七部集小鏡」を手掛かりにすれば、弘化四年以前となろう。3のc本は、春の冒頭部に甲午（天保五年）の蒼虬序と未（天保六年）の井眉序を新たに加えた新装版であるが、春一冊のみの零本であるため、刊記は不明。

以上のように、「芭蕉翁句解参考」は何丸の稿が成った後、「七部大鏡」の無刊記版を手掛けた某書肆とは別の本屋がやはり無刊記版として一度出版したものの、それが「芭蕉翁発句集」の重類版と見做され、文政十年に何丸の蔵版を浦井らが出すという相版形式に落ち着き、その後「芭蕉翁句解大成」と改題増補されて弘化年間に及んだということになる。浦井がその版權に絡んだのは文政十年から弘化四年ごろまでの約二十年間、「七部集大鏡」ほどではなかったとはいえ、それなりの利益を手にしたであろうこと想像に難くない。これもまた、「芭蕉翁発句集」の正規版元たるゆえを以ってのことであった。

おわりに

以上、芭蕉関係の俳書の重類版が正規版元によって取り込まれそれが新商品として売り捌かれる様を、「七部大鏡」「続猿蓑注解」「芭蕉翁句解参考」といった何丸の著書を通じて見てきた。旧稿で同様の事情を確認し得た安永三年版小本「俳諧七部集」、弘化四年版横本「俳諧七部集」、それに「冬の日句解」を合せこれで六点となるが、芭蕉関係の俳書の正規版元に倣って類書に目を凝らしてみると、筆者が確認出来たものはごく一部ではないかという気がしてくる。たとえば、次のような例はどうであろうか。芭蕉の連句・発句を収録する横本三冊の奇淵編「芭蕉袖草紙」の刊記には、「文化八年辛未八月刻成」として江戸・京都・大阪の計十四軒の本屋が顔を並べるが、うち京都書

林として浦井徳右衛門・菊舎太兵衛・野田治兵衛三軒の名前が出てゐる。また、芭蕉の連句二百余編を収める横本二冊の甘井編『金蘭集』は、文化三年北溟序を備え刊記部に「加州成田家藏板」とし「成田家印」の方形陰刻朱印を捺す本を初版とするが、その後印本のひとつに、浦井自身の著書である『俳諧天爾波抄』の広告と「文化十四歳」という年記を入れ、皇都蕉門書肆として浦井徳右衛門・野田治兵衛・野田嘉助・橘仙堂善兵衛の名前を並べた本がある。いずれも芭蕉の連句・発句を収録するとなれば、『俳諧七部集』『芭蕉翁発句集』に障らざるを得ない。また連句は野田が版權を持つていたと思われる『芭蕉翁俳諧集』にも障つてくる。この場合にもおそらく浦井らは両書の企画・編集にはもともと関わつておらず、それらの刊行に際し重類版の咎め立てをしたに過ぎないであろう。『芭蕉袖草紙』『金蘭集』に浦井・野田の名前が出るのはそういった版權の絡み以外には考えられない。かように見えてくると、「芭蕉という利権」が重類版をも呑み込み膨れ上がつていく様は、実に際限が無いかのようである。そして、さらに問題を敷衍するならば、芭蕉関係の出版物にその傾向が特に目立つのは「芭蕉という利権」の大きさをゆえであつて、正規版元が重類版を取り込み商品化する例は、芭蕉を離れば枚挙に暇が無いほど出て来るような気がする。それはどうやら芭蕉関係の出版物についてのみ見られる特異な現象ではなく、近世期における出版機構の問題として考へるべきことがらのように思われる。

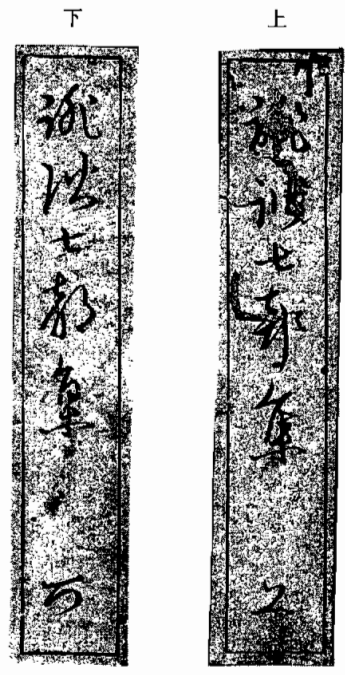
(平成十六年八月二十日 記)

付記1 この稿は平成十五年度奈良大学研究助成によるものである。

2 この稿をもとに、俳文学会第五十六回全国大会(平成十六年十月一日、於ウエルサンピア伊賀)において、「七部大鏡」の版權」と題する口頭発表を行なつた。



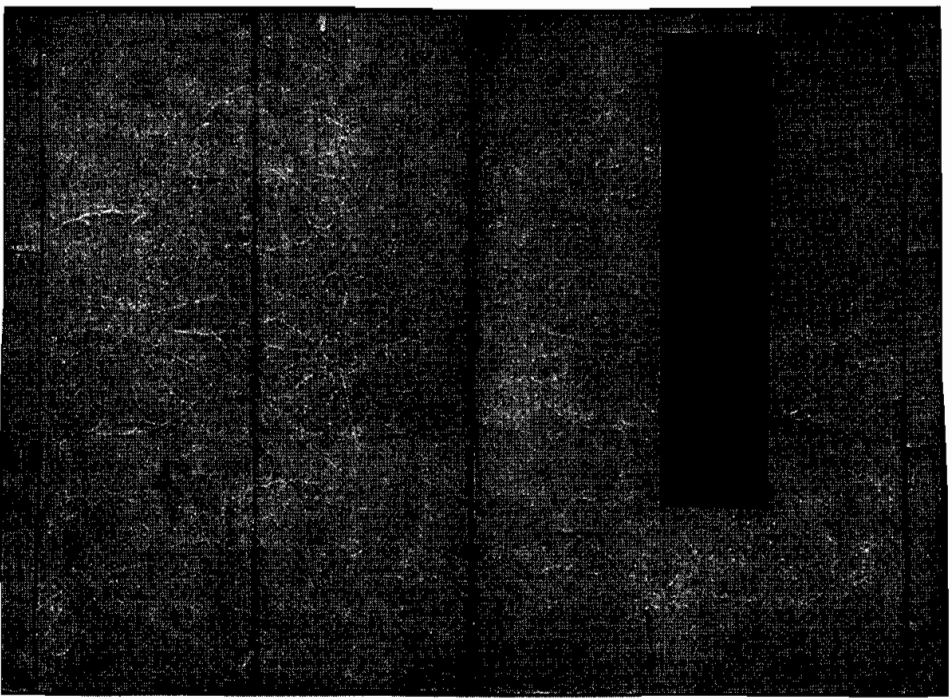
【西国俳諧七部集】題簽



安永版【俳諧七部集】題簽

図 2

図 1



無刊配版「七部大鏡」家蔵本表紙

図 3

家藏本奥書

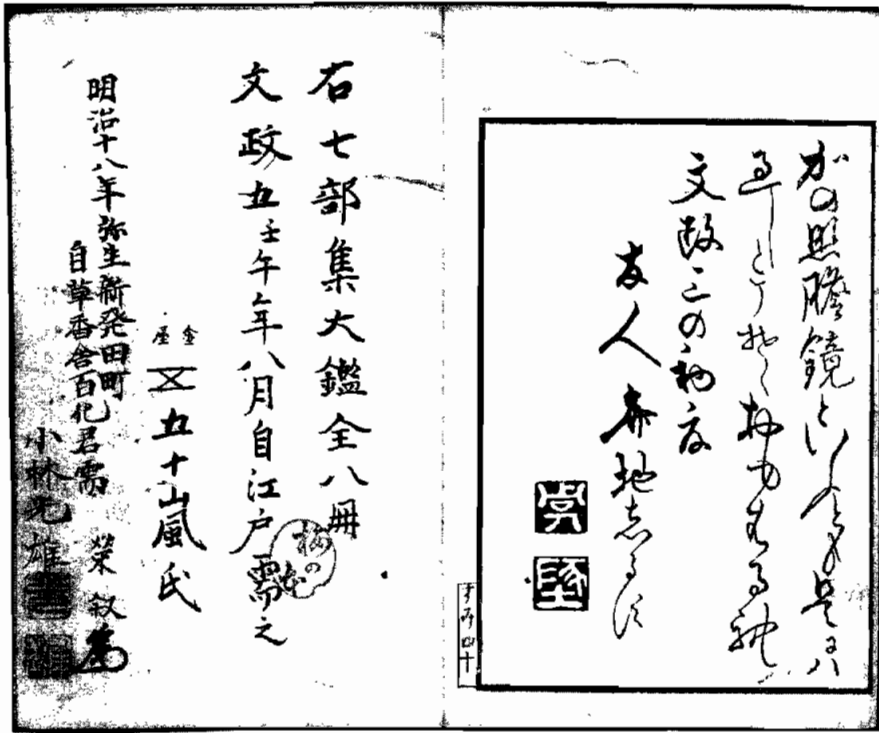


図 4

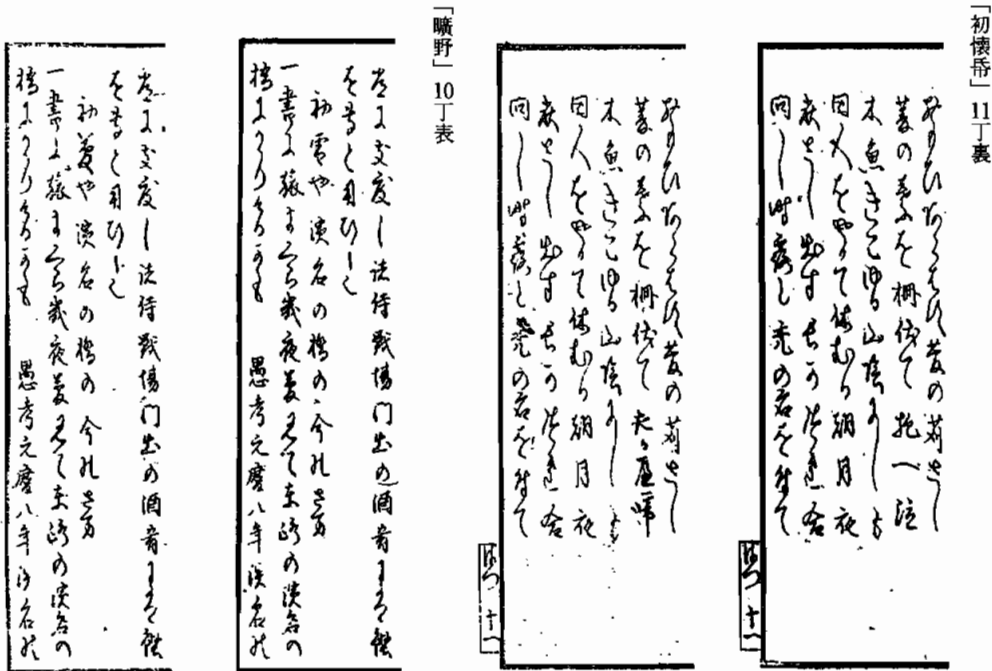


図 6

図 5

文政六年版「七部大鏡」

月院社藏版目錄（家藏F本）

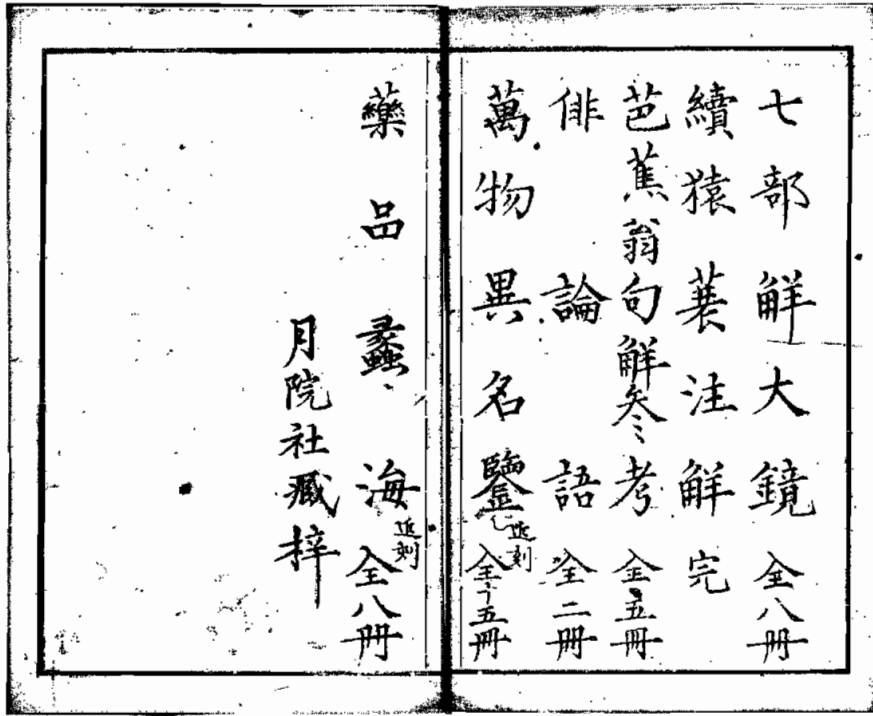


図 8

刊記（家藏F本）

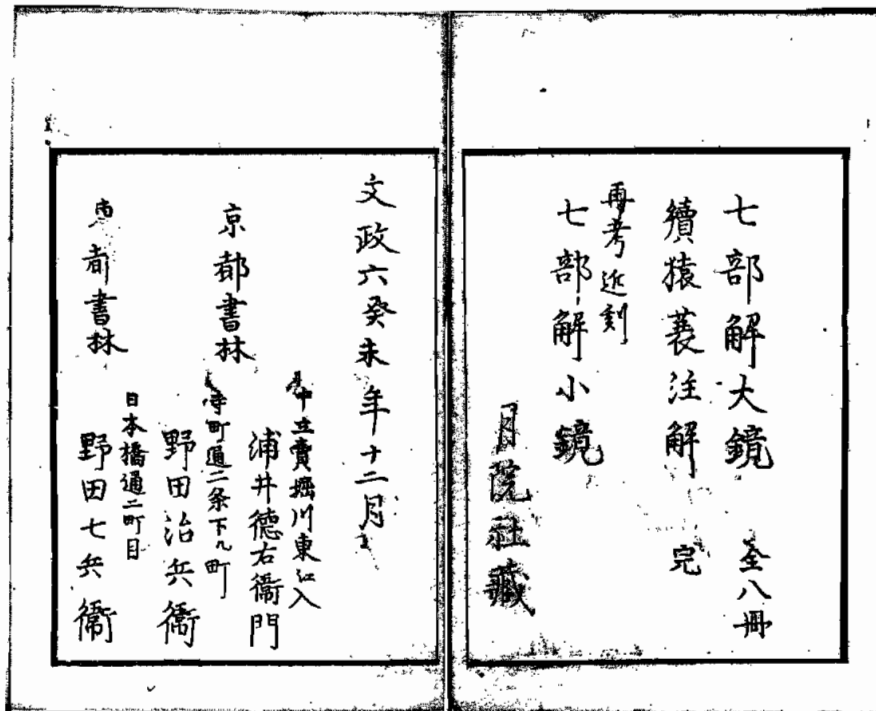


図 9

【続猿蓑注解】
17丁表

芭蕉 猿蓑 俗名 田舎下所守 五万石を領する
 者への洞平人の白くくめり
 乙吉れらつてもあめや景の月

図10

19丁表

芭蕉 猿蓑 俗名 田舎下所守 五万石を領する
 者への洞平人の白くくめり
 乙吉れらつてもあめや景の月

芭蕉 猿蓑 俗名 田舎下所守 五万石を領する
 者への洞平人の白くくめり
 乙吉れらつてもあめや景の月

図11

芭蕉 猿蓑 俗名 田舎下所守 五万石を領する
 者への洞平人の白くくめり
 乙吉れらつてもあめや景の月

23丁裏

假然有形 猿蓑 群枕 而外 夜半 獨醒 是夢
 曰子之語者 似辨士 諸子 所言 皆生人之異
 也 死則 無比 矣 子 欲 圖 死 之 說 乎
 一書 元禄 辛酉 九月 素堂 兩園 之 抄
 一書 元禄 辛酉 九月 素堂 兩園 之 抄

假然有形 猿蓑 群枕 而外 夜半 獨醒 是夢
 曰子之語者 似辨士 諸子 所言 皆生人之異
 也 死則 無比 矣 子 欲 圖 死 之 說 乎
 一書 元禄 辛酉 九月 素堂 兩園 之 抄
 一書 元禄 辛酉 九月 素堂 兩園 之 抄

図12

三部五軒版「七部集大鏡」

家藏b本表紙

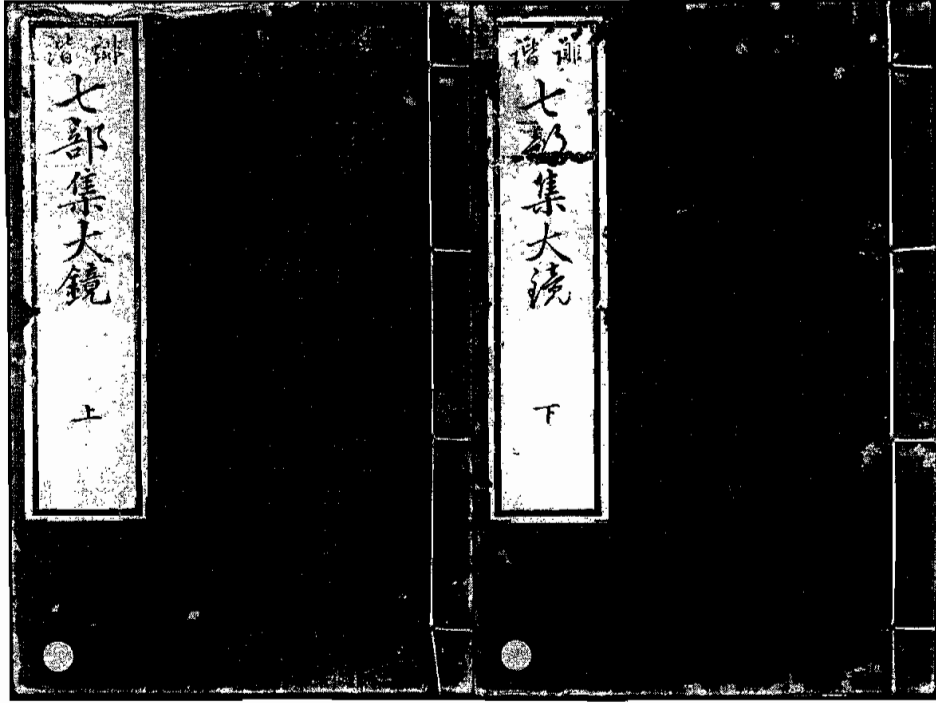


図13

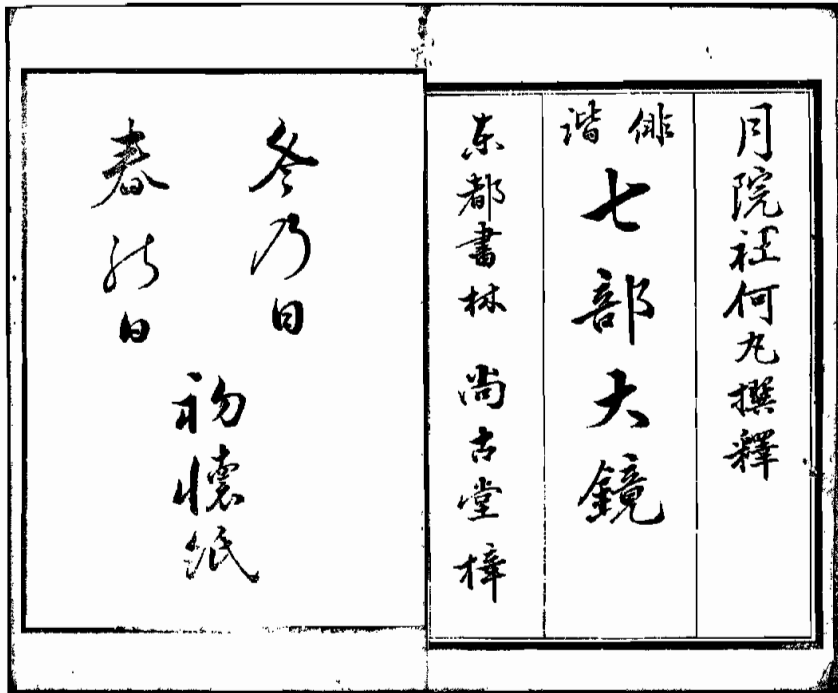


図14

1・4本見返し(家藏a本)

刊記（家蔵本）



図15

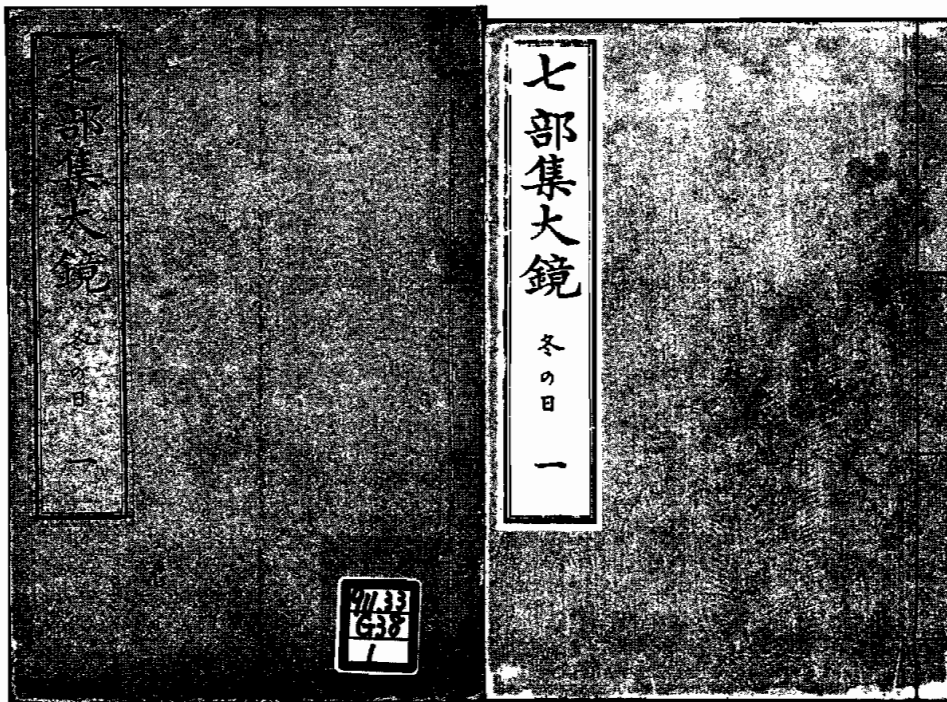


図16

掌中能譜李香覺	全二冊	俳諧發句類聚	全三冊
同名家新題林集	全冊全	十題集	全三冊
少まはづ久	全冊全	新々五百題	全三冊
和歌能譜節用集	全冊全	新々五百題	全三冊
和歌能譜節用集	全冊全	鏡古録	全三冊
全七部集大鏡	全冊	俳諧題林發句集	全四冊
全乙二七部集	全冊	俳人百家撰	全三冊
東京書肆			

東京市京橋區高橋町一丁目
 市神田區錦町二丁目
 松山堂 書店
 松山堂 支店

図17

文政十亥年新刻月院社藏

京都書林 中幸賣坊河東入 浦井徳左門
 寺町通二條下儿 野田治兵衛

大坂書林 通二町目 野田七兵衛
 江戸書林 四日市 松屋善八
 两国吉川町 山田佐助
 下谷山王下 花屋久次郎

板元




図18

“Bashô” as a Concession (3)

Kazuaki Nagai